

# 金利上乘せ定期預金 ニュープレミアム

2024年4月1日現在

商品名(愛称)	自由金利型定期預金 [単利型] (大口定期) (愛称) 金利上乘せ定期預金 ニュープレミアム
販売対象	・マンション等管理組合、財団法人、学校法人、社会福祉法人 ・「新規の預入れ」または「当金庫の普通預金から振替」を条件とします
期間	・定型方式…1年、3年、5年 ・自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いとします
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 募集期間	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位 ・2024年4月1日より2025年3月31日まで
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法  (3) 計算方法	・固定金利 ・店頭表示利率に0.05%を上乗せし、約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の大口定期利率+継続日における本商品上乗せ利率を適用します ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います ・預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します ・付利単位を1円とし、1年を365日として日割で計算します
税金	・非課税法人を除く法人の利息には、法人総合課税が徴収されます
手数料 免除特典	・預入れ期間中及び満期・中途を問わず解約となった日の属する会計年度に対する残高証明書の発行手数料が免除となります
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数(以下、「預入日数」といいます)について、下記の利率によって計算し預金とともに支払います  なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します * 預入日の1ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、B及びC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします)のうち最も低い利率を適用します A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率-約定利率×30% C. 約定利率-( $\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$ )  なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書・通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます * 預入日の1ヶ月後の応当日以後に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします)のうち、いずれか低い利率を適用します  A. 約定利率-約定利率×30% B. 約定利率-( $\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$ )

金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は店頭のコピーボードまたはホームページにてご案内しております 詳しくは窓口へおたずねください</li> </ul>
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、フリーダイヤル0120-191142）にお申し出ください</li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい</li> </ul>
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します</li> <li>・預金保険制度の対象預金となっており、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります なお、当金庫に複数の口座がある場合は、保険対象預金を合計して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません</li> </ul>